

# 令和7年第8回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年8月5日(火)  
午前10時00分開会

午前10時55分閉会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員(農業委員 14名)

1番 河井 孝之	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
4番 是佐 恵美子	5番 松井 祥壯	6番 梶原 安行
7番 山田 政則	8番 岩木 國明	9番 古川 憲吾
10番 吉田 雅子	11番 中谷 純子	12番 中田 安義
13番 岡 真由美	14番 岩本 博志	

(推進委員 10名)

推進委員 登 宏太郎	推進委員 中山 憲治	推進委員 中田 進
推進委員 堀田 良昭	推進委員 三田 邦男	推進委員 松井 辰夫
推進委員 田丸 和也	推進委員 倉本 良夫	推進委員 安井 多佳子

4. 欠席委員(3名)

推進委員 岡村 昭男 推進委員 清水 透 推進委員 小西 礼子

5. 議事録署名委員

4番 是佐 恵美子 5番 松井 祥壯

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	齋藤 千文
次長	竹上 教東
主事	前田 桂巳子
(佐伯支所) 次長	藤本 秀樹
(吉和支所) 主事	眞鍋 秀
(宮島支所) 主事	榎 浩子
(大野支所) 主任主事	泉 勝

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用促進計画について
- (2) 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第35号 非農地証明交付申請について
- (5) 議案第36号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について
- (6) 議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	<p>初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願ひします。</p>
岩本会長	<p>それでは、廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまから、令和 7 年第 8 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員の総数が 14 名でございます。本日の出席委員 14 名でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>続いて、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、4 番、是佐委員さん、5 番、松井（祥）委員さんのご両名にお願いをいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。これから進行は座ってさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第 32 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 32 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借について、座って説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は、3 ページから 5 ページになります。</p> <p>番号 69 番、農地の所在は、原字上河末、登記地目は田で、面積は、7 筆の 4,026 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日の翌日から令和 27 年 3 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>次に番号 70 番、農地の所在は玖島字壱町田日浦、登記地目は田で、面積は、2 筆の 6,073 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日の翌日から令和 17 年 3 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>次に番号 71 番、農地の所在は浅原字下保曾、登記地目は田で、面積は、3 筆の 2,084 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日の翌日から令和 10 年 12 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。</p>

	<p>次に番号 72 番、農地の所在は玖島字南川上、登記地目は田で、面積は、1筆の1,549平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日の翌日から令和17年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>番号 73 番と 74 番は関連案件となります。農地の所在は玖島字北川上、登記地目は田で、面積は、合計2筆の3,209平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日の翌日から令和12年12月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>本件はいずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第32号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。69番について中谷委員さんお願ひいたします。</p> <p>11番委員 11番の中谷です。番号69番について、報告させていただきます。7月22日、岡村委員と事務局2名で現地を確認しました。場所は、原字上河末、1か所目は県道294号を原方面に向かって、一番上の河末橋を越えて右に進んで100メートルぐらい行った場所に休耕田があります。またもう1か所、河末橋から川の反対方向に下がって300メートルぐらいの場所に同じく休耕田があります。貸付予定の場所については2か所とも草刈りをされており、いつでも農地として利用できる状態となっていました。借受者は貸付地で早生桐を作付し、農地の管理も行いながら、2年で伐採した桐を燃料として利用されるとのことで、農地として利用することについては問題ないと考えます。以上で番号69番の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>議長 ありがとうございました。それでは、70番について、堀田委員さんお願ひいたします。</p> <p>堀田推進委員 推進委員の堀田です。70番について説明します。7月18日に、梶原、岩木農業委員、それと清水推進委員、事務局1名の5名で、現地確認を行いました。現地は○○の近くに位置しています。本設定を受ける○○さんは、主に佐伯区湯来町で耕作をされていますが、玖島地域でも耕作面積を拡大されています。何ら問題はないと考えます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
--	---

議長	はい、ありがとうございました。それでは、71番について、安井委員さんお願ひいたします。
安井推進委員	推進委員の安井です。番号71番について、説明します。7月16日に、古川委員、事務局、私と計3名で、現地確認に行きました。現地は津田から浅原へ行く途中、トンネルの手前300メートルのところです。先月、利用権設定した農地の隣になります。昨年まで○○さんが作られておられましたが、引き続き○○さんが作られることになりました。緑肥も刈られ、耕作されており、人参を植える準備ができていました。この辺り一帯を集積され、良く管理されていますので、特に問題はないと思います。ご審議ほどお願ひいたします。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、72番、73番、74番について、梶原委員さんお願ひいたします。
6番委員	6番の梶原です。まず始めにお聞きしたいのですが、72番の所在地が南川上になっているのですが、間違いないですか。上川上の集会所裏辺りで、下の73番、74番とそう離れていないところなのに、南であれば、下川上になるのではないかと思うのですが。
事務局	72番は、南川上で間違ないです。
6番委員	間違いない。
事務局	間違ないです。
6番委員	はい。それでは、報告をいたします。7月18日に、玖島地区の農地パトロールをしまして、そのときに合わせて玖島の委員全員で、確認をいたしました。72番、73番は、この北川上にあり、玖島の北西部に位置しております、73番、74番は、そうですね100メートルぐらいの中にある農地です。ここは、継続でございまして、新規となってはおりますが継続ですので、何ら問題はないと思います。よろしくお願ひをいたします。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願ひいたします。 ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第32号について、異議なしとして回答することに異議

	はございませんか。
議長	<p>異議なしと認め、議案第32号について、異議なしとして回答することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。議案書は7ページになります。</p> <p>番号164番、農地の所在は、原字長野、登記地目は田で、7筆の3,320.03平方メートルの申請です。権利の移転理由は、農業経営を引き継ぐためで、無償の所有権移転です。</p> <p>次に、番号181番、農地の所在は、友田字乙丸、登記地目は田及び畠で、3筆の1,059.61平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は経営規模縮小のためで、譲受人は購入する自宅に近く、新たに耕作を始めるためで、有償の所有権移転です。</p> <p>本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。164番について中谷委員さんお願ひいたします。
11番委員	はい、11番の中谷です。番号164について報告させていただきます。先月7月22日、岡村委員と事務局2名とで現地を確認しました。場所は原字長野で、○○を少し上がったところに位置しています。農地面積は7筆の3,320平方メートルです。譲渡人の○○さんと譲受人の○○さんは、親子関係にあって、農業経営を引き継ぐための申請です。現地は既に田植をされて、家の近くの畠では野菜を作つておられましたので問題はないと思われます。以上で番号164番の報告を終わります。ご審議のほどをよろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。それでは、181番について河井委員さんお願ひいたします。
1番委員	1番の河井です。181番の農地法3条の申請について説明をいたします。7月17日に、木浦委員、小西委員、事務局と

---

	私が現地確認をしております。場所は乙丸地区というところになります。譲受人の○○さんは、自宅と農地を一括で購入するに当たり、新たに農業を始められます。四季折々の路地の野菜をする予定です。32歳とまだ若く、奥さんとともに適切に管理されるものと思われます。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。それではこの2件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願ひいたします。 ございませんか。
	『委員より質疑等なし』
議長	意見がないようですので、お諮りします。議案第33号について許可することに異議はございませんか。
	『委員より異議等なし』
議長	異議なしと認め、議案第33号について許可することに決定をいたします。
	続きまして、議案第34号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いします。
事務局	議案第34号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。議案書は、8ページになります。
	番号165番、農地の所在は、大野字三鎗谷、登記地目は畑で、面積は2筆の601平方メートルの申請です。転用理由は、住宅として利用するための申請です。
	次に、番号179番、農地の所在は、永原字大久保、登記地目は田で、面積は1筆の854平方メートルの申請です。転用理由は、住宅として利用するための申請です。
	次に、番号180番、農地の所在は、吉和字王元、登記地目は田及び畑で、面積は3筆の369平方メートルの申請です。転用理由は、資材置場として利用するための申請ですが、農地の一部を所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。
	本件は、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。
	以上で、議案第34号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

---

議長	それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。165番について山田委員さんお願ひいたします。
7番委員	はい、7番の山田です。165番ですが、7月15日に、中田推進委員、それと事務局とで現地を確認しております。この現場は、市街化の調整区域と道路を挟んで、片方が調整区域、その前、道路の前が市街化区域という、境のところなのですが、この農地は調整区域の中に入っています。少し前ですが、この譲渡人の○○さんご主人が、息子の家を建てようと思って、ここへ申請しようと検討をしたようですが、隣に山があり、山が崩れないような対策をしないと家は建てられないということになって、途中でやめたという経緯があります。今回ここへ家建てるというので、どういう感じにするのか分かりませんが、別に諸事情は問題ないのですが、そういうことで転用によって周辺に支障を与えるというようなことはございませんので、よろしくお願ひいたします。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、179番について三田委員さんお願ひいたします。
三田推進委員	はい、179番について説明をいたします。7月19日に、事務局と河井さんと、木浦委員、それと小西さん、それと私の5名で、現地の確認を行っております。場所は、○○から200から300メートルぐらいだと思うのですが、玖島方面に進んだ場所であります。譲渡人の○○さんの娘夫婦の旦那さん、○○さんですが、賃貸住宅を出て、娘さんの両親の近くに住宅を設けるものであります。敷地、現状ですが、畠であったということもありますて、かなり荒れている様ですが、既に配置、計画図も策定をされておりまして、特に問題はないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、180番について中田(安)委員さんお願ひいたします。
12番委員	12番の中田です。番号180番について説明いたします。7月14日に岡職務代理、倉本推進委員、事務局とで現地確認を行いました。現地は旧吉和支所から、○○方面に向けて500メートルほど行ったところにあります。現地は、道の側なのですが、少し低いところにあって特に周辺の農地に与える影響は少ないと思われます。審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、この3件についてまして、意見、質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。

	はい、中山委員。
中山推進委員	165番は、どうして市街化調整区域で、この建設会社が家を建てられるのですか。
事務局	<p>要件を満たしているだろうと思います。</p> <p>この情報というのは、建築の関係にも全部回るので、何も、指摘事項はないので、何か、方法があるのだと思います。</p>
中山推進委員	はい。
議長	ほかにはございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第34号について許可することに異議はございませんか。</p>
	《委員より異議等なし》
議長	<p>異議なしと認め、議案第34号について許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして議案第35号、非農地証明交付申請について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号、非農地証明交付申請について説明させていただきます。議案書は9ページから13ページになります。また、追加資料として、現地確認写真の「議案第35号 資料①」も併せてご覧ください。</p> <p>番号166番から178番まで、関連案件となるため、一括で説明をさせていただきます。</p> <p>農地の所在は、地御前字神賀及び木上、登記地目は田及び畠で、面積は計28筆の7,243.56平方メートルの申請です。</p> <p>本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、現地は山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。</p> <p>以上で、議案第35号、非農地証明交付申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。それでは、

中山推進委員	<p>166番から178番について中山委員さん、お願ひいたします。</p> <p>推進委員の中山です。7月23日に、岩本会長、事務局2名と現地調査を行いました。その祭、申請代理人である土地家屋調査士の先生に現地を案内してもらいながら調査しました。場所は、地御前に○○というのがあるのですが、その山の裾といいますか、下側で、あの地域では、唯一の市街化調整区域になります。あとは、○○ですとか、○○とかの下側、裾側にもなります。こちらは、家屋調査士の先生に伺ったところ、民間の営利法人が、一律で買い上げて、幹線道路を建設して、その周辺に運送会社等が利用する、ある程度広さがある用地を造成して、それを売りさばくことによって、利益を出すという事業をされるそうです。その際に、幹線道路を民間の会社が作ってそれを市に寄附されるという計画で、今、市役所を含めて計画を進められているそうです。現地につきましては、もうほとんど写真のとおり山林化しております、それぞれの土地の境界も判断ができないようになっておりました。ただ、何筆かは、果樹園で下草が生えたような状態で、その下草が伸びて少し農地が荒れているような状態のところも申請の中に入っていました。それは非農地ではなくて、下草を刈りさえすればまだ果樹園としての、営農が可能であるということで判断しまして、事務局を通じて5条で申請し直してもらうように、お話をされたということで伺っております。周辺農地につきましても、一部、水田等があるのですけれども、水利については問題なく計画されているということでありましたので、非農地と判断してよろしいかと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
議長	<p>《委員より質疑等なし》</p> <p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第35号について、証明することに異議はございませんか。</p> <p>《委員より異議等なし》</p> <p>異議なしと認め、議案第35号について証明することに決定をいたします。</p> <p>それでは、議案第36号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について議案とします。説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第36号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は14ページになります。また、追加資料として、利用状況調査票の「議案第36号 資料①」も併せてご覧ください。</p> <p>番号1番、農地の所在は、浅原字西ヶ迫、登記地目は田及び畠で、面積は、10筆の2,884平方メートルの申請です。</p> <p>本件は、該当する土地所有者等の確認を行い、現地調査を行ったところ、現地は自然かい廃した土地で、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するため物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、農地に該当しない旨の判断は可能と考えます。</p> <p>以上で、議案第36号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。1番について、古川委員さん、お願ひいたします。</p> <p>はい、9番の古川からご報告をいたします。この場所は、浅原の活性化センターから国道186号を北に2キロぐらい入ったところです。国道からは、また谷沿いを上って行き、そして、昔で言うと棚田状態のところで、途中までは基盤整備がされていますけども、該当の場所からは、基盤整備がされてない状況でございます。ここにつきまして、7月11日に、その資料にありますけども、私、安井委員、そして齋藤さん、竹上さんと見に行きました。以前から農地パトロールの時に、気にはなっていたところです。現地に入りますと、昔の棚田状態の田んぼが、山に向かって、段々にずっと上っており、以前はここを田んぼとして耕作されていた形跡はございますけれども、かれこれ60年ぐらいはもうそのままになっていたのではないかと思います。○○さんが取得される前、あるいはされたぐらいに、自かい廃という話もありましたが、そういうところありますし、一部は植林をされたような状況でもございます。これについては、もう元に戻すような状況ではないということで、これは農地ということではもう見られないという状況を、確認をしてきました。これは、この土地に関してではないのですけども、一般的に往々にしてこの様に、もと田んぼだった、棚田だったところ、耕作が不利なようなところが、だんだんとこのような自然に山になっていた、あるいは植林がされたようなところがたくさんあろうと思うのですね。今後ですけれども、我々には耕作放棄地の減少という、解消という大目標があるわけですけども、このような場所が、所有者の了解が得られるならば、今回</p>
-----	---

	<p>はような利用状況調査に基づくものとして、処理できれば、これから先、耕作放棄地の減少に数値目標の達成に、本来的ではございませんけれども、数値的には寄与することになるのではないかと思います。もう既にこういう状況ですので、農地から外すという手立て、これも必要ではないかと思いながら、現地を見てまいりました。以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。 ございませんか。</p>
『委員より質疑等なし』	
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。 議案第36号について、非農地である旨を通知することに異議はございませんか。</p>
『委員より異議等なし』	
議長	<p>異議なしと認め、議案第36号について非農地である旨を通知することにいたします。 続きまして、議案第37号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第37号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について説明させていただきます。 議案書は、15ページになります。 本件については、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予制度を受けられるための、適格者の証明申請となります。 証明の可否に係わるポイントとして、被相続人が生前に農業を営んでいたか、相続人自身が、継続して相続により取得した農地で農業経営を行い、その後も引き続き適正な農地管理を行うことが認められるか、などがあります。 番号141番について説明します。農地の所在は、大野字郷、滝之下及び護安、登記地目は田及び畑で、面積は3筆の691平方メートルの申請です。 本件は、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行ったところ、農地は適正に耕作されていました。したがって、適格である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第37号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。141

	番について、吉田委員さん、お願いします。
10番委員	10番の吉田です。番号141番についてご説明いたします。6月19日に、大野支所の職員と私とで、現地確認をし、また後日、山田委員にも確認をお願いしております。お父さんの○○さんが亡くなられ、息子の○○さんが相続されたものです。農地の場所は、大野字郷の田んぼは、ご実家のすぐ近く。あと2か所は、大野インターチェンジ近くの大頭神社へ向かう真っすぐの道の入口付近にあり、農地の3か所が1キロ圏内の場所に位置します。いずれもずっと以前から、ご家族で適正に耕作管理されていますので、相続で納税猶予に関する適格者として、何も問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第37号について、適格者である旨証明することに異議はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第37号について証明することに決定をいたします。 続きまして、報告事項に入ります。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。説明お願いします。
事務局	報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告させていただきます。議案書は16、17ページになります。 今月の報告は、令和7年6月11日から7月10日までの間に受理した6件です。詳細の説明は、省略させていただきます。 番号157番と158番については、関連案件となります。 番号139番、147番、158番については、申請人が農地転用の手続を行わず、利用していたため、始末書が提出されています。 番号145については、以前の所有者が農地転用の手続を行わず、利用していたため、顛末書が提出されています。 本件については、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法である

	<p>と認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。</p>
議長	<p>はい、それでは、この6件につきまして、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p>『《委員より質疑等なし》』</p>
議長	<p>質疑がないようですので報告第1号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告します。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告させていただきます。議案書は18ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和7年6月11日から7月10日までの間に受理した1件です。詳細の説明は省略させていただきます。</p> <p>本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告を終わります。</p>
議長	<p>はい、それでは、この件につきまして質疑等があれば、お願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p>『《委員より質疑等なし》』</p>
議長	<p>質疑がないようですので報告第2号を終わります。</p> <p>そのほか、質疑等ございませんか。</p> <p>はい、特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。委員の皆様には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p>次回の令和7年度第9回農業委員会総会は、9月5日（金曜日）、午前10時から、ここ市役所7階で行います。</p> <p>本日は、大変お疲れさまでございました。</p>

(閉会 午前10時55分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 9 月 5 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員（4番委員）\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員（5番委員）\_\_\_\_\_